

公職選挙法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 在外選挙人名簿への登録の移転の申請の申請の手続に関する事項

一 在外選挙人名簿への登録の移転の申請は、当該申請をする者（以下「在外選挙人名簿登録移転申請者」という。）が、市町村の選挙管理委員会に対して、自ら又は総務省令で定めるところにより総務省令で定める者を通じて、申請書（以下「在外選挙人名簿登録移転申請書」という。）を提出し、かつ、当該在外選挙人名簿登録移転申請者の旅券又は当該在外選挙人名簿登録移転申請者の資格若しくは地位を証明する書類（当該在外選挙人名簿登録移転申請者の写真を貼り付けてある書類その他の総務省令で定める書類に限る。）を提示して、しなければならないものとする。こと。（第二十三条の三の二第一項関係）

二 在外選挙人名簿登録移転申請者は、当該在外選挙人名簿登録移転申請者が在外選挙人名簿登録移転申請書を市町村の選挙管理委員会に提出した時の属する日以後在外選挙人証の交付を受けた日若しくは在外選挙人名簿への登録の移転をしなかった場合の通知を受けた日又は当該在外選挙人名簿登録移転申請者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至った日のいずれか早い日ま

での間に、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、文書でその旨を在外選挙人名簿登録移転申請書を提出した市町村の選挙管理委員会に届け出なければならぬものとする。 (第二十三条の三の二第二項関係)

1 在外選挙人名簿登録移転申請書に転出先として記載された国外における住所と異なる国外における住所を定めた場合

2 氏名その他総務省令で定める事項に変更が生じた場合

三 二1及び2に掲げる場合に該当する旨の届出は、それぞれに掲げる場合に該当する事実を証するに足る文書を添えて、しなければならないものとする。ただし、当該在外選挙人名簿登録移転申請者が他の法令の規定により市町村長又は領事官に住所、氏名その他総務省令で定める事項に関する届出をしている場合であつて総務省令で定めるときは、この限りでないものとする。 (第二十三条の三の二第三項関係)

第二 市町村の選挙管理委員会による在外選挙人名簿の被登録移転資格の調査等及び外務大臣による国外における住所に関する意見等に関する事項

- 一 市町村の選挙管理委員会は、必要に応じ、在外選挙人名簿登録移転申請者に係る在外選挙人名簿の被登録移転資格につき調査しなければならないものとする。こと。（第二十三条の四第三項関係）
- 二 在外選挙人名簿登録移転申請者は、在外選挙人名簿への登録の移転の申請に関し、市町村の選挙管理委員会から求められたときは、在外選挙人名簿の被登録移転資格を有することを証するために必要な文書を提出し、又は必要な説明をしなければならないものとする。こと。（第二十三条の四第四項関係）
- 三 市町村の選挙管理委員会が外務大臣に対して行う在外選挙人名簿登録移転申請者（当該市町村の選挙人名簿から抹消された者を除く。四において同じ。）の国外における住所に関する意見の求めは、総務省令で定めるところにより、その旨及び当該在外選挙人名簿登録移転申請者の氏名その他総務省令で定める事項を外務大臣に通知して行うものとする。こと。（第二十三条の五の二第一項関係）
- 四 外務大臣が市町村の選挙管理委員会に対して述べる在外選挙人名簿登録移転申請者の国外における住所に関する意見は、総務省令で定めるところにより、他の法令の規定による住所に関する届出その他の方法により知った当該在外選挙人名簿登録移転申請者の住所に関する事実に基づき、当該市町村の選挙管理委員会に通知して述べるものとする。こと。（第二十三条の五の二第二項関係）

五 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿の被登録移転資格を有することについて確認が得られない在外選挙人名簿登録移転申請者について在外選挙人名簿への登録の移転をしてはならないものとする。 (第二十三条の五の二第三項関係)

第三 在外選挙人名簿への登録の移転をしなかった場合等の通知に関する事項

一 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿登録移転申請者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなかったときは、遅滞なく、理由を付して、その旨を当該在外選挙人名簿登録移転申請者に通知しなければならないものとする。 (第二十三条の六第二項関係)

二 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について、在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかったことを知ったことにより当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者を在外選挙人名簿から抹消したときは、遅滞なく、理由を付して、その旨を外務大臣及び經由領事官を経由して、その者に通知しなければならないものとする。 (第二十三条の十四関係)

三 外務大臣は、在外選挙人名簿に登録されている者について在外選挙人名簿への登録の際に在外

選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかったこと（その者の国外における住所に関するものに限る。）を知ったときは、遅滞なく、その旨を当該在外選挙人名簿から抹消すべき者が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に通知しなければならないものとする。 （第二十三条の十五関係）

第四 在外選挙人名簿の表示の消除に関する事項

一 市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示をされた者についてその事由がなくなったことを知った場合には、直ちにその表示を消除しなければならないものとする。 （第二十三条の十三第一項関係）

二 市町村の選挙管理委員会は、住民票が国内の市町村において新たに作成された旨の表示をされた者（その登録されている在外選挙人名簿の属する市町村において新たに住民票が作成された者に限る。）について当該市町村に国外転出届がされた後に当該市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちにその表示を消除しなければならないものとする。ただし、当該表示がされた日

以後にその者に係る住民票が国内の他の市町村において作成された場合は、この限りでないものとする
こと。(第二十三条の十三第二項関係)

第五 施行期日等に関する事項

一 この政令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第九十四号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成三十年六月一日)から施行するものとする
こと。(附則第一項関係)

二 その他所要の規定の整備を図るものとする
こと。